

いじめ、不登校の状況について

1 いじめ・不登校の状況

(1) いじめの状況

ア 平成 28 年度いじめ認知件数（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日）（単位：件）

| 学年 | 小 1 | 小 2 | 小 3 | 小 4 | 小 5 | 小 6 | 中 1 | 中 2 | 中 3 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 男子 | 2 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 12 | 0 | 2 | 25 |
| 女子 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 7 |
| 合計 | 2 | 2 | 7 | 2 | 1 | 2 | 13 | 1 | 2 | 32 |

イ 過去 5 年間の認知件数（単位：件）

| 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校 | 12 | 4 | 8 | 34 | 22 |
| 中学校 | 5 | 10 | 16 | 26 | 22 |
| 合計 | 17 | 14 | 24 | 60 | 44 |

(2) 不登校の状況

ア 平成 28 年度不登校の状況（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日）（単位：人）

| 学年 | 小 1 | 小 2 | 小 3 | 小 4 | 小 5 | 小 6 | 中 1 | 中 2 | 中 3 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 男子 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 3 | 7 |
| 女子 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 4 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 6 | 11 |

イ 過去 5 年間の人数（単位：人）

| 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校 | 5 | 4 | 4 | 3 | 6 |
| 中学校 | 20 | 23 | 23 | 20 | 26 |
| 合計 | 25 | 27 | 27 | 23 | 32 |

2 いじめ問題に関する調査結果報告

(1) いじめの概要

平成 27 年 5 月から 12 月上旬にかけて、当時中学 1 年生徒が同学年生徒から暴力行為等を受ける。

(2) 糸魚川市いじめ問題専門委員会

ア 調査事項

平成 28 年 3 月 28 日、糸魚川市いじめ問題専門委員会へ次の事項について、調査を依頼する。

- ① 本件がいじめ防止対策推進法第 28 条の「重大事態」に該当するか。
- ② 学校がいじめ防止対策について（なぜ、半年以上も認知できなかったか）
- ③ 前いじめ事案以降のいじめ防止対策がどのように行われてきたか。

イ 調査報告

平成 28 年 9 月 20 日、いじめ問題に関する調査結果の報告を受ける。

3 いじめ、不登校の防止のための取組

(1) スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを市独自に配置し、いじめ問題への対応、保護者・教職員への指導を継続して実施する。

(2) 糸魚川市いじめ防止連絡協議会による各機関・団体との連携

関係する機関と定期的に協議し、学校への支援方法や連携について協議を進める。

(3) 教職員研修

hyper-QU 検査結果を活用するための研修の開催、上越教育大学から講師を招き、学級づくりの研修の開催など、温かい学級（人間関係）づくりに向けた指導力向上を図る。

(4) こども教育課指導主事による訪問指導

指導主事が定期的に学校を訪問し、いじめや不登校の状況を把握し、指導する。

また、その訪問の際に授業改善チェックリストを活用し、日々の授業の充実に向けた指導の徹底を図る。

(5) 不登校の早期発見の仕組みづくり

児童生徒が5日以上欠席した場合、学校は教育委員会事務局に報告するように改め、不登校の早期発見の意識を高め、新たな不登校を生まない学校の主体的な取組を指導する。